

利用配分計画各筆明細

整理 番号	権利の設定を受ける者 (添付書類の省略条件)	権 利 を 設 定 す る 農 用 地		設 定 す る 権 利				現に機構より権利の設 定を受けている者
		土地の所在地	現況地目	権利の種類 利用目的	契約期間 開始年月日 終了年月日	賃借料 円/107-ル・年	支払方法	
			登記簿面積 m ²					
1	数馬 豊	倉吉市広瀬字垣ノ内 1579	田	1,247.00	賃借権 水田	3年 0か月 令和04年06月01日 令和07年05月31日	5,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む
		倉吉市広瀬字権現田 1630	田	2,677.00	賃借権 水田			
		倉吉市広瀬字薬師田 1613	田	2,039.00	賃借権 水田			
		3 件 計 5,963.00						
2	株式会社 グリーンファーム大黒 (B,C)	倉吉市鴨河内字下花ノ木 1706-3	田	1,026.00	賃借権 水田	3年 0か月 令和04年07月01日 令和07年06月30日	3,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む
		倉吉市鴨河内字下花ノ木 1707-1	田	2,163.00	賃借権 水田			
		倉吉市耳字下河原 958	田	838.00	賃借権 水田			
		倉吉市大原字儀瀬田 553	田	2,020.00	賃借権 水田			
		4 件 計 6,047.00						
3	農事組合法人 四王寺宮農組合 (B,C)	倉吉市国府字大沢 1111	田	456.00	賃借権 水田	3年 9か月 令和04年07月01日 令和08年04月14日	3,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む
		倉吉市国府字大沢 1112	田	499.00	賃借権 水田			
		倉吉市国府字麻付ケ 1170	田	1,656.00	賃借権 水田			
		倉吉市国府字麻付ケ 1171	田	1,071.00	賃借権 水田			
		倉吉市国府字麻付ケ 1172	田	393.00	賃借権 水田			
		倉吉市国府字麻付ケ 1173	田	142.00	賃借権 水田			
		倉吉市国府字麻付ケ 1174	田	426.00	賃借権 水田			
		倉吉市国府字麻付ケ 1175	田	1,814.00	賃借権 水田			
		倉吉市国府字明現 2255	田	2,173.00	賃借権 水田			

倉吉市国府字明現 2258	田	1,356.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市国府字明現 2259	田	780.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市国府字明現 2261	田	1,107.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市寺谷字ヲノ田 874	田	2,997.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市寺谷字ヲノ田 875	田	3,015.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市寺谷字岸ノ前 833	田	2,818.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市寺谷字岸ノ前 835	田	1,362.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市寺谷字岸ノ前 836	田	1,573.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市寺谷字岸ノ前 838	田	2,536.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市寺谷字岸ノ前 839	田	2,466.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市寺谷字宮ノ前 886	田	1,827.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市寺谷字宮ノ前 887	田	3,768.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市寺谷字宮ノ前 888	田	1,020.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市寺谷字宮ノ前 889	田	959.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市寺谷字上平田 813	田	1,508.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市寺谷字上平田 814	田	2,559.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市寺谷字上平田 816-1	田	2,456.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市寺谷字上平田 821-2	田	830.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市寺谷字上平田 823	田	2,889.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市寺谷字上平田 824	田	2,994.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市寺谷字上平田 825	田	3,034.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市寺谷字上平田 827	田	3,167.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市寺谷字西前 769	田	1,047.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市寺谷字堂ノ前 851	田	1,296.00	賃借権 水田	3,000

倉吉市寺谷字堂ノ前 852	田	3,025.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市寺谷字堂ノ前 859	田	2,056.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市寺谷字堂ノ前 863	田	4,190.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市上神字ガウロ 1457	田	1,085.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市上神字ガウロ 1459	田	956.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市上神字奥カンヤ 1724	田	725.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市上神字奥カンヤ 1725	田	1,898.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市上神字下カンヤ 1694	田	723.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市上神字下カンヤ 1696	田	3,052.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市上神字鴨瓜 1547	田	1,179.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市上神字鴨瓜 1548	田	1,893.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市上神字鴨瓜 1550	田	1,286.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市上神字鴨瓜 1551	田	2,388.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市上神字鴨瓜 1552	田	1,102.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市上神字鴨瓜 1553	田	1,656.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市上神字鴨瓜 1554	田	1,048.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市上神字鴨瓜 1556	田	2,072.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市上神字狭間 399	田	62.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市上神字狭間 400	田	2,046.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市上神字狭間 404	田	1,090.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市上神字狭間 409-1	田	1,199.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市上神字狭間 410-1	田	1,511.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市上神字五反田 1705	田	921.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市上神字五反田 1706	田	931.00	賃借権 水田	3,000

倉吉市上神字五反田 1708	田	1,041.00	賃借權 水田	3,000
倉吉市上神字五反田 1710	田	694.00	賃借權 水田	3,000
倉吉市上神字皿懸 305-1	田	477.00	賃借權 水田	3,000
倉吉市上神字松木谷 1732	田	656.00	賃借權 水田	3,000
倉吉市上神字松木谷 1733	田	541.00	賃借權 水田	3,000
倉吉市上神字松木谷 1735	田	1,789.00	賃借權 水田	3,000
倉吉市上神字松木谷 1736	田	2,067.00	賃借權 水田	3,000
倉吉市上神字松木谷 1738	田	709.00	賃借權 水田	3,000
倉吉市上神字新 1522	田	1,803.00	賃借權 水田	3,000
倉吉市上神字新 1523	田	1,300.00	賃借權 水田	3,000
倉吉市上神字新 1524	田	1,843.00	賃借權 水田	3,000
倉吉市上神字杉井 1433	田	1,893.00	賃借權 水田	3,000
倉吉市上神字西田 1445	田	932.00	賃借權 水田	3,000
倉吉市上神字西田 1452	田	1,260.00	賃借權 水田	3,000
倉吉市上神字大坪 1565-1	田	781.00	賃借權 水田	3,000
倉吉市上神字大坪 1565-2	田	6.00	賃借權 水田	3,000
倉吉市上神字大坪 1566	田	682.00	賃借權 水田	3,000
倉吉市上神字大坪 1567	田	955.00	賃借權 水田	3,000
倉吉市上神字大坪 1568	田	1,240.00	賃借權 水田	3,000
倉吉市上神字大坪 1570	田	716.00	賃借權 水田	3,000
倉吉市上神字丁田 1506	田	822.00	賃借權 水田	3,000
倉吉市上神字丁田 1507	田	1,938.00	賃借權 水田	3,000
倉吉市上神字丁田 1510	田	1,250.00	賃借權 水田	3,000
倉吉市上神字丁田 1511	田	866.00	賃借權 水田	3,000

倉吉市上神字丁田 1512	田	2,248.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市上神字丁田 1513	田	1,071.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市上神字丁田 1514	田	1,388.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市上神字長老寺 1576	田	2,401.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市上神字長老寺 1577	田	336.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市上神字長老寺 1578	田	918.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市上神字長老寺 1584	田	2,966.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市上神字土器谷 1535	田	1,136.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市上神字土器谷 1536	田	1,173.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市上神字土器谷 1539	田	860.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市上神字土器谷 1540	田	1,538.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市上神字柄杓田 1590	田	1,849.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市上神字矢城沢 1475	田	1,237.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市上神字矢城沢 1476	田	1,632.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市上神字矢城沢 1479	田	1,257.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市上神字矢城沢 1480-1	田	1,548.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市上神字矢城沢 1485	田	1,071.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市上神字矢城沢 1486	田	2,389.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市上神字龍王 1719-1	田	1,804.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市上神字龍王 1720	田	1,760.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市大谷字ドウブケ 1456	田	2,007.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市大谷字下白市 1386	田	1,287.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市大谷字下白市 1387	田	2,716.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市大谷字下野田 1251	田	1,037.00	賃借権 水田	3,000

倉吉市大谷字下野田 1252	田	1,722.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市大谷字下野田 1255	田	2,815.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市大谷字下野田 1263	田	1,959.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市大谷字下野田 1264	田	2,993.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市大谷字松ノマエ 1279	田	1,772.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市大谷字松ノマエ 1281	田	1,739.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市大谷字上松ノマエ 1289	田	1,429.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市大谷字上松ノマエ 1290-1	田	2,400.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市大谷字上松ノマエ 1290-2	田	1,058.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市大谷字上野田 1247	田	2,614.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市大谷字上野田 1248	田	1,664.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市大谷字上野田 1249	田	1,141.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市大谷字垂井 1442	田	1,252.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市大谷字垂井 1443	田	1,454.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市大谷字垂井 1444	田	1,495.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市大谷字垂井 1445	田	1,717.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市大谷字大清水 1469	田	1,977.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市大谷字大清水 1470	田	820.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市大谷字大清水 1471	田	818.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市大谷字竹ノ下 1322	田	850.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市大谷字南屋敷 1405	田	780.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市大谷字北田 1556	田	1,618.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市大谷字北田 1557	田	1,575.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市大谷字北田 1558	田	1,137.00	賃借権 水田	3,000

倉吉市大谷字北田 1559	田	1,196.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市大谷字北田 1561-1	田	638.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市大谷字北田 1561-2	田	1,100.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市大谷字北田 1562	田	1,018.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市大谷字北田 1563	田	2,779.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市大谷字北田 1564	田	1,045.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市大谷字北田 1567	田	1,338.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市大谷茶屋字西三度舞 672-4	田	991.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市尾原字源治池 18	田	1,127.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市尾原字源治池 2	田	889.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市不入岡字海田 86-1	田	837.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市不入岡字海田 87-4	田	889.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市不入岡字海田 88-4	田	576.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市不入岡字海田 88-6	田	283.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市不入岡字海田 88-7	田	93.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市不入岡字海田 89-1	田	1,054.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市不入岡字海田 95-1	田	489.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市不入岡字海田 96-4	田	436.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市不入岡字宮ノ前 914	田	1,210.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市不入岡字宮ノ前 919	田	410.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市不入岡字宮ノ前 925	田	1,379.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市不入岡字高縄手 73-1	田	495.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市不入岡字高縄手 79	田	1,024.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市不入岡字高畑 942	田	2,363.00	賃借権 水田	3,000

倉吉市不入岡字高畑 943	田	1,613.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市不入岡字高畑 950	田	1,263.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市不入岡字三度舞 833	田	3,180.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市不入岡字三度舞 835	田	620.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市不入岡字三度舞 838-1	田	3,030.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市不入岡字三度舞 840	田	1,095.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市不入岡字三度舞 841	田	1,086.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市不入岡字鋤先 63-1	田	1,237.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市不入岡字鋤先 64-3	田	1,279.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市不入岡字鋤先 67-1	田	1,249.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市不入岡字新名原 26-1	田	1,267.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市不入岡字大平ル 397-2	田	548.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市不入岡字大平ル 398	田	1,166.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市不入岡字大平ル 404	田	1,137.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市不入岡字大平ル 425	田	452.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市不入岡字東前 35	田	1,289.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市不入岡字東前 36	田	1,289.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市不入岡字湯ノ上 157	田	495.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市不入岡字湯ノ上 157-1	田	396.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市不入岡字湯ノ上 157-2	田	661.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市不入岡字堂面 133-1	田	383.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市不入岡字尾崎 849	田	1,890.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市不入岡字尾崎 852	田	1,516.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市不入岡字尾崎 853	田	2,799.00	賃借権 水田	3,000

倉吉市不入岡字尾崎 854	田	2,097.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市不入岡字尾崎 855-1	田	2,000.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市不入岡字尾崎 855-2	田	1,000.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市不入岡字尾崎 855-3	田	229.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市不入岡字尾崎 857	田	710.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市不入岡字堀尻 864-1	田	2,000.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市不入岡字堀尻 864-2	田	1,086.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市不入岡字堀尻 868	田	1,194.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市不入岡字堀尻 869	田	3,082.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市不入岡字堀尻 870	田	1,463.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市不入岡字堀尻 871	田	702.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市不入岡字堀尻 872-1	田	862.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市不入岡字堀尻 875	田	1,218.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市不入岡字堀尻 876	田	1,040.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市不入岡字堀尻 877	田	1,104.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市不入岡字堀尻 880	田	1,186.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市不入岡字落ノ上 94-1	田	512.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市不入岡字林ノ下 890-1	田	1,402.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市不入岡字林ノ下 891-1	田	2,761.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市北面字稲床 19-1	田	1,318.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市北面字稲床 604-1	田	977.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市北面字稲床 605-1	田	1,070.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市北面字柿尻 593	田	998.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市北面字三反長 655	田	852.00	賃借権 水田	3,000

倉吉市北面字少田 86-1	田	1,067.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市北面字少田 86-2	田	36.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市北面字少田 98-2	田	680.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市北面字松ノ前 677	田	2,453.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市北面字松ノ前 678	田	3,417.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市北面字松ノ前 681	田	677.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市北面字松ノ前 682	田	1,936.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市北面字松ノ前 683	田	774.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市北面字松ノ前 686	田	1,151.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市北面字松ノ前 689	田	1,229.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市北面字深田 80-1	田	907.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市北面字深田 80-2	田	969.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市北面字深田 80-3	田	968.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市北面字深田 81-1	田	968.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市北面字深田 81-2	田	968.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市北面字深田 81-3	田	968.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市北面字中島 100-2	田	1,225.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市北面字中島 101	田	1,001.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市北面字墓ノ前 638	田	736.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市北面字墓ノ前 641	田	938.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市北面字墓ノ前 642	田	2,755.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市北面字墓ノ前 643	田	1,819.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市北面字欄 611	田	3,621.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市北面字欄 614	田	547.00	賃借権 水田	3,000

倉吉市和田字沼 557-1	田	739.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市和田字沼 559-1	田	460.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市和田字焼山 655-1	田	1,402.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市和田字西三度舞 695-1	田	1,354.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市和田字西三度舞 696-1	田	1,393.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市和田字西三度舞 697-1	田	940.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市和田字西三度舞 699-1	田	576.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市和田字西三度舞 699-4	田	409.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市和田字西三度舞 699-6	田	149.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市和田字中三度舞 662-1	田	1,234.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市和田字中三度舞 662-3	田	79.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市和田字中三度舞 664-3	田	276.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市和田字中三度舞 665-1	田	1,304.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市和田字中三度舞 669-1	田	1,379.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市和田字中三度舞 671	田	1,507.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市和田字中三度舞 671-1	田	1,576.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市和田字中三度舞 673	田	899.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市和田字唐人田 581-1	田	1,719.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市和田字東三度舞 586-1	田	704.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市和田字東三度舞 587-1	田	1,203.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市和田字東三度舞 588-1	田	1,425.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市和田字東三度舞 589	田	1,021.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市和田字東三度舞 590-1	田	1,430.00	賃借権 水田	3,000
倉吉市和田字東三度舞 593-1	田	1,434.00	賃借権 水田	3,000

		倉吉市和田字東三度舞 597	田	1,487.00	賃借権 水田	3,000		
		倉吉市和田字東三度舞 598-1	田	1,419.00	賃借権 水田	3,000		
		倉吉市和田字東三度舞 599-1	田	1,279.00	賃借権 水田	3,000		
		倉吉市和田字東三度舞 600-1	田	1,292.00	賃借権 水田	3,000		
		倉吉市和田字宝島 866-1	田	1,866.00	賃借権 水田	3,000		
		倉吉市和田字宝島 869-1	田	2,210.00	賃借権 水田	3,000		
				255 件				
				計 350,214.00				
4	数馬 豊	倉吉市小鴨字下ソフケ田 696-1	田	2,913.00	賃借権 水田	5,000	3年 0か月 令和04年06月01日 令和07年05月31日	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む
		倉吉市小鴨字出会 626-1	田	3,264.00	賃借権 水田	5,000		
		倉吉市小鴨字前河原 249	田	1,220.00	賃借権 水田	5,000		
		倉吉市小鴨字木田原 636-1	田	3,031.00	賃借権 水田	5,000		
		倉吉市大宮字小西 405	田	884.00	賃借権 水田	5,000		
		倉吉市大宮字小西 406	田	299.00	賃借権 水田	5,000		
		倉吉市大宮字小西 413	田	2,914.00	賃借権 水田	5,000		
		倉吉市東鴨字新三郎 1219-1	田	3,253.00	賃借権 水田	5,000		
				8 件				
				計 17,778.00				
5	数馬 豊	倉吉市広瀬字垣ノ内 1580	田	1,273.00	賃借権 水田	2,000	3年 0か月 令和04年06月01日 令和07年05月31日	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む
		倉吉市広瀬字大王 1595	田	1,446.00	賃借権 水田	2,000		
		倉吉市広瀬字大王 1596	田	3,111.00	賃借権 水田	2,000		
				3 件				
				計 5,830.00				

6	数馬 豊	倉吉市中河原字出口 256-1 倉吉市中河原字出口 257-3 倉吉市中河原字出口 261-1 倉吉市中河原字出口 283	田 田 田 田 4件 計 3,537.00	921.00 892.00 875.00 849.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	3年 0か月 令和04年06月01日 令和07年05月31日	玄米60kg/全筆	物納	-
7	株式会社 グリーンファーム大黒 (B,C)	倉吉市横田字今橋 432-2 倉吉市横田字今橋 432-3 倉吉市国府字大沢前 1599 倉吉市小鴨字河イッ 878-1	田 田 田 田 4件 計 6,660.00	384.00 1,591.00 972.00 3,713.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	3年 0か月 令和04年07月01日 令和07年06月30日	4,000 4,000 2,000 5,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	-
8	農事組合法人 四王寺営農組合 (B,C)	倉吉市大谷字西間前 1308 倉吉市大谷字前田 1411 倉吉市大谷字前田 1417 倉吉市不入岡字宮ノ前 926 倉吉市不入岡字高縄手 71-1 倉吉市不入岡字高縄手 72	田 田 田 田 田 田 6件 計 6,763.00	1,993.00 1,276.00 700.00 1,777.00 432.00 585.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	3年 0か月 令和04年06月01日 令和07年05月31日	3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	-
9	津村 憲弘	倉吉市国府字南大平 1819	畑 1件 計 649.00	649.00	賃借権 普通畑	2年 11か月 令和04年06月01日 令和07年04月30日	5,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	-
10	増井 秀人	倉吉市北野字行留メ 281-2	田 1件 計 743.00	743.00	使用貸借 水田	3年 0か月 令和04年06月01日 令和07年05月31日	0	-	-

11	岸田 佳人	倉吉市清谷字下大石 268-2 倉吉市清谷字下大石 268-8 倉吉市清谷字五ノ坪 365-1 倉吉市清谷字五ノ坪 365-2	田 1,275.00 田 307.00 田 1,155.00 田 658.00 4 件 計 3,395.00	使用貸借 水田 使用貸借 水田 使用貸借 水田 使用貸借 水田	3年 0か月 令和04年06月01日 令和07年05月31日	0 0 0 0		
12	三船 浩司	倉吉市尾原字コザンコウ 1230	畑 2,941.00 1 件 計 2,941.00	賃借権 普通畑	3年 0か月 令和04年06月01日 令和07年05月31日	5,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
13	三船 浩司	倉吉市尾原字ゴザンコウ 1228 倉吉市尾原字ゴザンコウ 1229	畑 3,046.00 畑 3,783.00 2 件 計 6,829.00	賃借権 普通畑 賃借権 普通畑	3年 0か月 令和04年06月01日 令和07年05月31日	5,000 5,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
14	三船 浩司	倉吉市尾原字上草木谷 1190	畑 7,246.00 1 件 計 7,246.00	賃借権 普通畑	2年 2か月 令和04年06月01日 令和06年08月14日	9,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—

1. 添付書類等の省略について、該当する場合は以下の区分を記載。

- A 現に機構から配分を受けている農地をふたたび同じ経営体に配分する場合。(配分の更新)
- B 既に機構から配分を受けている法人経営体でその経営体制に変更がない場合。
- C 農業委員会が認める農地所有適格法人の場合。

2. 添付書類の「農用地利用配分計画により賃借権等を受ける者の農業経営の状況等」で省略に該当する項目には斜線を引く。

共通事項は別紙のとおり

2 共通事項

この農用地利用配分計画の定めるところにより設定又は移転を受ける権利は、各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 賃借権の設定等の条件
各筆明細に定める公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構（以下「甲」という。）による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転（以下「賃借権の設定等」という。）は、賃借権の設定等を受ける者（以下「乙」という。）が当該賃借権の設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは解除をすることを条件とする。
ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。
イ 正当な理由がなくて農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）（以下「法」という。）第21条第1項の規定による報告をしないとき。
- (2) 借賃の支払猶予
甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。
- (3) 借賃の改訂
この農用地利用配分計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改訂する。
- (4) 転貸又は譲渡
乙は、本計画により権利の設定もしくは移転を受けた土地について転貸し、又は設定若しくは移転を受けた権利を譲渡してはならない。
- (5) 遅延損害金
ア 乙は、各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、甲に対し、支払期日の翌日から支払日までを計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。
イ 遅延損害金は、鳥取県延滞金徴収条例（昭和27年鳥取県条例第45号）第3条の規定に準じて計算して得た額とする。
- (6) 修繕及び改良
ア 乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において土地所有者が当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で甲及び土地所有者の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲と協議のうえ土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。
イ 乙は、甲及び土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。
ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、甲、乙が別途定めるところによるほかは、民法、土地改良法等の法令に従う。
- (7) 租税公課の負担
ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。
イ 当該土地に係る農業災害補償法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。
ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、甲、乙が別途定めるところによる。
エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙の負担とする。
- (8) 賃借権又は使用貸借権の消滅
天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用配分計画の定めるところにより設定又は移転された賃借権又は使用貸借権は消滅する。
- (9) 目的物の返還
賃借権又は使用貸借権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
- (10) 賃借権又は使用貸借権に関する事項の変更の禁止
甲及び乙は、この農用地利用配分計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び鳥取県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- (11) 権利取得者の責務
ア 乙は、この農用地利用配分計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。
イ 乙は、法第21条第1項の規定により、毎年、賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況について、甲に報告しなければならない。
- (12) 機構関連事業について
甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。
- (13) その他
この農用地利用配分計画に定めのない事項及び農用地利用配分計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び鳥取県が協議して定める。